

シン・フジヨシダを実現する会	眞田裕之	藤本隆志	富士吉田市新西原四一四一四	十一日	一日
				令和六年九月三日	令和六年九月二 十五日

政治資金規正法第十九条第二項による届出 資金管理団体指定届

氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	指定年月日	届出年月日
大塚 愛	市議会議員	大塚愛後援会 ダイバーシ ティ北杜	北杜市大泉町西井出八二四〇 一四四〇	大塚 愛	令和六年九月九 日	令和六年九月九 日

その他

山梨県内水面漁場管理委員会指示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項及び第七十一条第四項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

令和六年十月三十一日

山梨県内水面漁場管理委員会

会長 宮崎 淳 一

一 指示の内容 山梨県内において、イワナ、ヤマメ又はアマゴ（卵を含む。以下同じ。）を放流しようとする者は、山梨県内水面漁場管理委員会の承認を受けなければならない。ただし、イワナ、ヤマメ又はアマゴについて漁業権免許を受けている者が当該漁業権に基づいて放流する場合、捕獲したイワナ、ヤマメ又はアマゴを捕獲した場所に再放流する場合並びに公的研究機関が試験研究の用に供するために放流する場合は、この限りでない。

二 指示の区域 山梨県内の公共用水面

三 指示の期間 令和六年十月二十七日から令和八年十月二十六日まで